

会 議 記 録			
会議の名称	議会運営委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 加藤 太郎
日 時	令和4年8月17日（水曜日）		開 議 午前10時00分
			閉 議 午後 0時30分
出席委員	◎木曾 三上 平本 松山 藤本 菱田 <福井議長、山本副議長>		欠席：西口副委員長
執行機関 出席者			
事務局 出席者	井上事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、加藤副課長兼議事調査係長、佐藤主任		
傍 聴	可	市民1名	報道関係者0名
		議員0名（-）	

会 議 の 概 要

10:00

[木曾委員長 開議]

<木曾委員長>

西口副委員長から欠席届が提出されているので、承知願う。

[事務局長 日程説明]

<木曾委員長>

先日の議会運営委員会の視察に際し、皆さんに協力いただき感謝している。西脇市議会と倉敷市議会で大変意義ある調査ができ、今後の議会運営に生かしていければと思っている。視察の考察や意見等については、8月22日までに事務局へ提出願う。

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 課題の検討

<木曾委員長>

まずは、前回の検証結果のうち、9月議会審査に関連する課題について、検討することとする。

[事務局副課長兼議事調査係長 資料確認]

(議会審議における論点の明確化) 第10条第2項の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

課題に対する取組内容であるが、部長会議で事務局長から申し入れをしているので、再度事務局長から報告願う。

<事務局長>

8月1日の部長会議において、決算主要施策報告書に記載がなくても、予算案施策の概要に記載のあった内容は、経過等を説明していただくこと。また、これまでの予算・決算審査等で質疑が出た内容や資料提供されたものについては、説明ができるように準備し、可能な限り追加資料として提出いただくこと。これらの内容について口頭と文面で説明し了解いただいている。

<木曾委員長>

前回皆さんからいただいた意見について、部長会議で事務局長から申し入れをしていただいた。この内容で確認いただき、9月議会審査に向かいたいと思うがよいか。

—全員了—

○第10条第2項の課題 検討終了

※議案審査においてしっかりと説明を果たし、予算・決算資料の整合、必要な資料提供を含めて部課内で十分調整した上で審議に臨まれるよう、部長会議等で申し入れる。

(政策執行に対する議会の評価) 第11条の課題

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

事務事業評価にかかる評価基準の点数配分について、各会派で協議いただいたので、その結果を報告願う。

<菱田委員>

案1である。

<松山委員>

案1である。

<三上委員>

案2である。前回あまり詳しく検証せずに案1が出てきたが、例えば、厳しい点数となった俳句大賞は29点であったが、あれだけ厳しくても「課題がある」となる。また、総務文教分科会7人のうち「良好である」が4人、「おおむね適正である」が3人であれば、100点換算では71点になる。そうなれば、「良好である」とした人のほうが多いのに、「おおむね適正である」となってしまう。100点換算したときに、個人の点数の大体の平均と総合の評価が合うようにするのであれば、案2のほうがより正確に反映する点数配分になる。

<藤本委員>

案2である。しっかり均衡がとれており、分かりやすいと思う。

<松山委員>

当初は案1で会派に持ち帰ったが、説明を聞くと案2のほうが均衡がとれていると思うので、案2としたい。会派には責任をもって説明する。

<菱田委員>

どちらも均衡はとれており、捉えるポイントであるとは思うが、案2が多数であるので、案2で会派に報告する。

<木曾委員長>

案2とすることでよいか。

—全員了—

○第11条の課題 検討終了

※事務事業評価にかかる評価基準の点数配分について、案2のとおり見直す。

(2) 検証の実施

<木曾委員長>

第6章から順次、条項ごとに検証を進めていくこととする。

第6章 議会の運営

(定例会の回数及び会期) 第14条

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

3月議会は予算特別委員会の審査を含めてタイトなスケジュールとなっているが、その中でも常任委員会における審議については、それぞれの委員が他の委員会を傍聴できる環境をつくるべきではないか。スケジュール調整が難しい年もあるが、各常任委員会でどのような審議があったのかを直接見ることは、議案の賛否に関わる部分で必要なことである。

<木曾委員長>

3月議会における常任委員会の別日開催についての意見であるが、新たな期に入る2月特別議会から3月議会にかけての日程は非常にタイトになっており、このときの常任委員会を別日開催することは非常に難しいと思う。それ以外の年については、常任委員会の別日開催について一定の配慮ができると考えられるので、そのような内容で整理することでどうか。

<松山委員>

それでよい。

<木曾委員長>

改選年の3月議会については非常にタイトな日程となるため無理な面があるが、それ以外の年の3月議会については、常任委員会の別日開催を基本に日程調整することでよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※改選年を除く3月議会については、常任委員会の別日開催を基本に日程調整する。

(委員会の活動) 第16条

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<木曾委員長>

委員会のオンライン開催について、視察調査した倉敷市議会では委員会条例等を改正し、実際に委員会をリモート開催している。オンラインでの実施にあたっては、委員会条例等の改正が必要であることは認識いただいたと思う。ただし、全国市議会議長会が例示した内容で改正するのか、福知山市議会のように将来的には育児・介護・疾病・看護等に関しても必要になってくることを含めて、そのようなことを要件に入れていくのかの議論になってくる。

<藤本委員>

福知山市議会のように育児・介護・疾病・看護等を含めることも一定理解できるが、あくまでも将来の展望であり、これを今すぐに要件に入れることよりも、まずは全国市議会議長会が示す、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延と災害等の発生等とすることでよいのではないかと。福知山市議会の要件まで広げるとは駄目ということではなく、今後検討していけばよいと思う。今そこまで加える必要はないと考える。

<三上委員>

全体の方向性はこれでよいと思う。感染症のまん延と災害以外の部分については、福知山市議会の規定がどのようになっているのかももう少し検討しなければならないが、介護休暇や看護休暇、育児休業といった形で完全に休んでいるのであれば会議に出席する必要はない。今は労働法制が変わってきており、育児時間や勤務の軽減措置等もある。突発的に数日間だけ家族の面倒を看るときもあり、家族の都合でどうしても家にいなければならない場合は、オンライン出席を認めてもよいとの思いがある。育児や介護等の言葉だけで表すのではなく、その人がどのような休暇をとっているのか、どこかで線を引くのがよいのではないか。いずれにしても研究をもう少ししなければならない。

<木曾委員長>

基本的には、委員会のオンライン開催のために委員会条例等を改正することについては、問題ないということか。

<三上委員>

そのとおりである。

<松山委員>

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延や災害等の発生等の際に、委員が参集することが困難な場合は、委員会のオンライン開催を認めていくべきである。その他の要件について、福知山市議会の事例がどのようになっているのか、今後研究し判断していくべきである。現段階では全国市議会議長会が示す範囲に留めておくことでよい。

<菱田委員>

全国市議会議長会が示す案については、これでよいと思う。福知山市議会が定める育児・介護・疾病・看護等については、そのようなことが必要な人が家族の中にも、他に対応できる人がいる場合は、当然会議に参集して議員活動をしなければならないが、同じようにコロナ等で自分のパートナーが陽性となって育児ができず、自分が家にとどまって育児をしなければならない場合もあると思う。福知山市議会の要件を研究し、幅広く対応できるほうがよいのではないか。

<木曾委員長>

現段階では全国市議会議長会が示す内容で条例等を整えて、それ以外の要件については今後検討し、必要であれば導入していくとの理解でよいのか。

<菱田委員>

ケース・バイ・ケースであると思うので、「等」の表現がどこまで含んでいるのか、委員長と事務局で相談し要件の幅を少し拡げていただき、委員長が判断できる範囲でとどめていただければと思う。感染症のまん延と災害だけに限らないことをお願いしたい。

<木曾委員長>

少し幅をもつ判断を委員長がするとの意見である。委員会条例等に委員長の判断によるといった文言を規定しなければならないのではないか。

<菱田委員>

全国市議会議長会が示す標準委員会条例第15条2に、「委員長は」との文言があり、そのような意味で委員長判断ということである。感染症のまん延と災害だけに限定すれば、先ほど申し上げた事例が生じたときに欠席となってしまうので、その辺の表現を工夫してはどうか。

<三上委員>

私も菱田委員の意見に近いが、全国市議会議長会が示す内容でスタートし、のちに要件の拡充を検討するのではなく、今検討する余地があるのであれば併せて検討し、何らかの約束事を入れ込んではどうか。条例や規則に詳しく出せなくても、運用や申合せ等できっちり明記できれば、一度にスタートできると思う。少し拡げて要件をとってよいと思っている。

<木曾委員長>

全国市議会議長会が示す条文で、今議論している内容が含まれると判断できるのか。

<事務局長>

全国市議会議長会の例示では、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等とあるが、当然その内容に限られると考えられるため、福知山市議会のように、育児・介護・疾病・看護等のやむを得ない事由といった文言を委員会条例等に入れておかなければならないと思う。福知山市議会で具体的にその運用をどのようにされているのか調査したい。ちなみに視察調査した西脇市議会については、条例には育児・介護等のやむを得ない事由を要件に入れているが、細かい運用はこれから決めるとのこと、とりあえず先に条例改正されていた。

<木曾委員長>

今日結論は出ないと思うが、12月議会で委員会条例等を改正するのであれば、それまでに結論を出す必要がある。委員会のオンライン参加を認める要件について、まずは全国市議会議長会が示す内容で委員会条例を改正し、細部についてはもう少し協議した上で整理するのか、それとも一定の要件の幅について初めから入れていく必要があるのか、一旦会派に持ち帰り協議いただくことで整理したい。

<藤本委員>

全国市議会議長会の例示では、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難なときは、委員長の権限でオンラインでの委員会を開くことができるとなっており、さらに、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定めると規定されているのでこのまま尊重し、福知山市議会や西脇市議会が規定する育児や介護等については、議長が別に定める運用基準で明記すれば、条例等の中にあえて入れる必要はないのではないのか。

<木曾委員長>

全国市議会議長会が示す要件は「等」でくくられているので、皆さんの議論の中で出た内容が踏襲できるのかも含めて、事務局でも精査いただき、なおかつ各会派でも検討いただくことがよいと思う。12月議会では委員会条例等を改正していかなければならないので、そのことを確認いただきたい。

<事務局長>

「災害等の発生等」の「等」については、災害や災害に類似すること、発生した場合だけではなく発生の恐れのある場合を想定した「等」である。この「等」の中に育児や介護などの災害関連以外の事由が入るものではない。

<菱田委員>

事務局の説明は理解している。条文に育児や介護等の文言を入れていけばよいと思うので、検討いただきたい。

<木曾委員長>

そうならば運用面も整理しなければならない。条例だけ改正し運用は後で検討することになるのか、とりあえず育児や介護といった文言を入れておき、運用に関して

はもう少し協議していくのかも含めて検討いただきたい。

<三上委員>

今日のことで確認できることは、12月議会に条例改正案を出す方向で進めて、その条文の中に今言っているような要件も含まれたらよいという意見や、そこまでは難しいとの意見もある。どちらにしても再度検討する必要があるので、福知山市議会のような内容を入れる合意が取れるのであれば条文に入れればよいし、賛否が分かれるようであれば全国市議会議長会の例示でいくことになる。その出口として12月議会で提案するというところだけを確認し、そこに入れ込めるのであれば議論する時間を取ればよい。最終的な担保として、全国市議会議長会の例示で条例改正できる。

<福井議長>

綾部市議会議長と話をしたが、全国市議会議長会の例示にあるように、感染症のまん延と災害等の発生等だけの文言で条例改正しているが、福知山市議会が規定した育児や介護等も含めて、現段階では議長に預けるといった条例にしたとのことである。福知山市議会のように条例に明記するほうがよいのか、明記せずにぼやかして運用するほうがよいのかということであると思う。三上委員がおっしゃったように育児休暇を取っている人はオンラインでの参加はできないと思う。そうではない場合に特例として認めることができるような文言を入れて、舞鶴市議会や綾部市議会はやっているようである。

<木曾委員長>

なぜ全国市議会議長会が感染症のまん延と災害に限定したのかがポイントである。地方自治法が改正されていないことも含めて、いろいろな観点から精査した内容であると思う。一地方自治体の議会が軽々しくその判断を誤ってしまえば、違う方向に行ってしまうこともあり得るので警鐘を鳴らし、想定外のことが出てくる可能性もあるので、少しブレーキを踏んだのではないか。これからの地方議会が運営していく中で、一定超えてはいけない部分やそこから先に進んでもよいのかの指針をここで示していると思うので、全国市議会議長会の意向を確認し、福知山市議会が規定した内容も含めて、各会派で協議いただきたいがよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：B（一部達成）/ 新たな取組を検討

※12月議会での委員会条例等の改正に向けて、委員会のオンライン参加について全国市議会議長会の意向を確認し、福知山市議会が規定した育児や介護等の要件も含めて、各会派に持ち帰り協議いただく。

(広報広聴の充実) 第18条

新清流会A 緑風会A 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

広聴活動で外に出向いて市民の声を聴くことが非常に多いが、アンケート調査等をするときにボード作成等に費用が発生するが、議員自身で負担しているのが現状で、広報広聴として予算上の制約がある。広報広聴で本当に必要なものに関しては予算計上すべきである。

<三上委員>

広聴部会長から広報広聴会議の在り方について意見をいただいたので出させてい

ただいた。広報広聴会議でも一度話題にした内容である。広報広聴会議から議会運営委員会に提案いただいてもよかったが、時間がなかったのでここで意見として上げさせてもらった。常任委員会化がよいのかは別として、広報広聴会議の中で広報部会に産業建設常任委員が一人もおらず、そうなれば議会だよりの作成にあたって、非常に編集が困難となっている。わざわざ事務局に聞きに行ったり、産業建設常任委員長に聞き取りをしなければならないこともある。しっかりと部会の組み方やルールをつくっておかなければならない。この間にそのようなことも意見として出てきており、内部努力でできることかもしれないが、松山委員がおっしゃったことも含めて、何か考えられることがあればここに焦点を当てていってもよいのではないか。

<木曾委員長>

これまでも広報広聴の充実に関する費用面と組織の在り方についての意見である。広報広聴会議のメンバーを選ぶときには、各常任委員会の副委員長が入っているはずである。広聴部会に所属している人にも、議会だよりの紙面作成上で必要があれば、今でも広報広聴会議内で調整できるものであると思う。本人の了解を得なければならないが、できることはやっていただければよい。今後は広報広聴会議において広報部会と広聴部会で常任委員会や会派のバランスを取っていただきたい。費用面について広報広聴会議委員長の平本委員から意見はあるか。

<平本委員>

広報広聴会議に対して議会運営委員会から激励をいただいているが、活動をすればするほど必要経費は出てくる。今後YouTube配信も予定しており、必要経費について認めていただければありがたい。広報広聴は議会の最優先であり、どこの市議会でもそのように言われているので、予算を拡充いただけると動きやすくなると思っている。組織体としては、過去の経緯で変遷を重ね今の広報広聴会議となっているが、今後の在り方として議論いただくのもよい。

<三上委員>

他の市議会が亀岡市議会を行政視察される目的として、広報広聴活動を聞きに来られるが、その団体が広報広聴委員会であったりする。そういった視察ができる予算を持っている市議会もあるので、広報広聴会議で行政視察や調査が必要となれば、予算措置をしなければならぬ。そのような費用のことや組織の在り方についての意見である。

<木曾委員長>

特別委員会のときに南あわじ市に視察調査に行ったことがあるが、予算化されている委員会の視察経費等から予算を確保した経過もあり、視察に関する予算の運用は一定できることがあると思う。平本委員からあったように、今後ソーシャルメディアの運用を含め、広報広聴の中で必要不可欠な費用について、議会としてしっかりと予算要望していくことでまとめさせていただき、組織強化については、内部調整などできることからやっていただくこととしたい。議会として広報広聴に力を入れており、ソーシャルメディアを含めていろいろと取り組む中で予算的に今できないことについては、新年度予算において議長から要望していきたい。亀岡市のデジタルファースト宣言を議会も利用させていただき、市民への広報広聴活動をしていきたい。

<藤本委員>

広報広聴について必要であれば費用計上すべきであるので、具体的に何をしてどの

ような経費がいるのかを明確にしていくことが大事である。それらをまとめて議長から予算要望していただきたい。広報広聴の在り方については、議会改革に完璧はあり得ないので、今後の活動や組織の在り方についての改革は必要である。西脇市議会ではオンラインで市民に予算の施策の意見を聴いていたが、それが必要かどうかは別にしても、そのような議会改革に挑戦されていることは評価すべきであると思う。広報広聴に関してA評価とした中で、さらなる改革を進めていただきたい。

<木曾委員長>

予算に関しては必要な費用負担について裏づけし、予算要望につなげていただきたい。広報広聴の中で必要不可欠な費用については、議会としてしっかりと予算要望すること、広報広聴会議の組織強化については、内部調整などできることからやっていただくこととしたい。委員会化についての議論は今後の課題としたい。

<三上委員>

広報広聴会議の組織の在り方については、委員会とする意見があると説明したが、今すぐは無理であればそれでも構わない。広報広聴について共産党議員団はB評価としているが、議会運営委員会としてA評価にさせていただいてよい。また、亀岡市議会の広報広聴はよい評価をしてもらっているので、視察についても今すぐに考えているものではなく、オンライン視察とすることも考えられる。

<木曾委員長>

検証についてはA評価とし、先ほど申し上げた内容で整理することでよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※広報広聴の中で必要不可欠な費用について、議会としてしっかりと予算要望する。広報広聴会議の組織強化については、内部調整などできることからやっていく。

（議員研修の充実）第19条

新清流会A 緑風会B 共産党議員団B 公明党議員団A

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

昨年度からの議論であるが、研修費に入れるのか、政務活動費で整理するのかである。議員の研修費とする場合は、どのような予算計上ができるかが不透明である。全国都市問題会議の参加を見直した中で、あくまでも議員研修の在り方としてどのように議会として取り組んでいくのか、議論のきっかけとしたい。

<三上委員>

資料に記載のとおり、政務活動費に入れることは性質上難しいと最後に申し上げ、引き続き、研修の在り方について議論していこうとなっていた。

<藤本委員>

議員がその場に出席できない場合について、リモートによる議員団研修会の参加も可能として認めていくべきではないか。その規定を整理したいと思う。先ほどの二人の意見については、よりよい研修の方法を検討する必要があるが、政務活動費に計上していくことについては、政務活動費の増額となり別問題となるので、そこは慎重にやるべきであると考えている。

<菱田委員>

前回議論した会議録を確認したが、私からは政務活動費の見直しを提案しており、

その中で一定整理してはどうかと考えている。研修費の形にすれば使い方が難しいとの思いもあって、そのようなことを申し上げたが、今も同じ意見である。

<木曾委員長>

政務活動費に入れていくのか、議員団研修会などの研修費を充実させていくのかの内容である。亀岡市議会として全国都市問題会議へ参加することは取りやめたので、今後その予算計上はない。参加するのであれば会派や議員の活動としての参加となり、政務活動費を活用することもある。そのような流れからすれば政務活動費を見直すことも考えられるが、三上委員がおっしゃったように、政務活動費にすることは問題があるのではないかとの意見もあり、市民理解が得られるのかも考えなければならぬ。そのようなことを議論して進めていきたい。過去2期における全国都市問題会議への参加費を議員一人当たりで割り返すとすると月額1,800円程度であったと思う。以前政務活動費を増額したときは、それほど市民から批判があったとは思っておらず、逆に月額1万5,000円しかないのかとの意見が多かったと記憶している。

<藤本委員>

全国都市問題会議の研修内容が市長や理事者向けであり、議員研修にあまりプラスにならないのではないかとの考えから、見直してはどうかとの意見が出たと思う。ただし、議員研修費を減らしたからその分を政務活動費に入れることは如何なものかと思う。亀岡市議会の政務活動費月額1万5,000円がそれでよいのかは違う問題であるので、研修や視察のために政務活動費の増額が必要であれば別に検討しなければならない。全国都市問題会議の見直しで減らした分を政務活動費に入れることは、議論に無理があるとの思いで申し上げた。

<菱田委員>

単純に月額1,800円を政務活動費に加算する発想ではなく、もし使うのであれば政務活動費を検討する中で加えてはどうかとの考えである。全国都市問題会議の見直しに伴う費用をそのまま政務活動費に持ってくる話ではない。政務活動費の額をどのように見直すのかは別の議論であるので、そこは理解いただきたい。

<藤本委員>

おっしゃるとおりである。全国都市問題会議に会派や議員個人で参加する場合は、政務活動費で行っていただければよいが、そうするためには今の政務活動費では活動することが厳しいので見直していくというのであれば筋が通るかと思う。しっかりと縦分けて検討する必要がある。

<木曾委員長>

現実問題として、亀岡市議会として都市問題会議への参加を廃止しており、全国都市問題会議や全国市議会議長会研究フォーラムに参加する場合は、政務活動費かもしくは自費負担しか選択肢はない。先進地視察をしている会派もあり、それと併せて研修にも行くとなれば予算的に無理があるのではないかとの考えで検討することでよいか。

<藤本委員>

それならばよい。

<三上委員>

議会基本条例第19条には議員研修の充実として、「議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。」との項目で出てきている。亀岡市議会として全国都市問題会議は必要な研修として、4年間に全

議員が参加するとのルールとしてきた。しかし議会の総意として参加を取りやめるということは、研修としてそれほど意義を感じないとのことである。この条文で言えば、代わりに必要な研修を他に模索すべきであり、政務活動費をどのようにしていくのかは別の話である。全国都市問題会議に意義を感じなくなり、絶対ということではないようにしようと確認したので、今後どのような形で亀岡市議会として研修に行くのか、もしくは来てもらうのかをしっかりと考えた上でやらないといけない。全国都市問題会議を見直して浮いた経費をどうするのかの話ではない。政務活動費は別に論議すればよい。研修の充実との点で言えば、全国都市問題会議への参加を見直した結論を出さなければならないとの意見である。

<木曾委員長>

亀岡市議会として全国都市問題会議へは参加しないとの結論は出ている。時代の流れで皆さんが判断されたものであり、そこについては統一した見解として出ている。三上委員がおっしゃったように、そうすれば例えば議員団研修会を充実させるのか、全国市議会議長会研究フォーラムに事務局も含めて参加するのか、そのようなことも可能性としてある。議会として研修に参加するのであれば、全国都市問題会議よりも全国市議会議長会研究フォーラムのほうが意義があるのではないかとの議論から、全国都市問題会議への参加を見直すきっかけとなったものである。全国市議会議長会研究フォーラムへの参加で問題となるのは、申込みが多いために抽選となることであるが、優先的に参加できるのであれば一つの方策であると思う。政務活動費も別の議論でやっていけばよいので、この課題は整理できるのではないか。

<菱田委員>

そもそもは全国都市問題会議への参加を取りやめた経費をどのように取り扱うのかという議論に代わっていき、そこで研修費に積むことや政務活動費に入れてはどうかとの議論になったので、考えを申し上げた。三上委員のおっしゃるような研修の在り方をどうするのか、議員団研修会は今までどおりでよいのかなどの議論をするのであれば、再度テーブルに乗せて大いに議論すればよいと思う。前回までの議論ではそこはうまく見いだせていなかった。

<三上委員>

政務活動費を増やすかどうかは別の議論である。全国市議会議長会研究フォーラムへの参加に抽選というハードルがあるが、いわゆるそのような議論をすべきだと思う。議会として必要な研修を考えないといけない。

<藤本委員>

全国都市問題会議から全国市議会議長会研究フォーラムに切り替えることも一つの方法であるが、抽選であるので予算確保をしても外れる場合もある。また、先進地への行政視察や議員団研修会を充実することも一つの考え方としてあると思う。具体的に議論すればよい。

<木曾委員長>

亀岡市議会としての研修の考え方であるが、議員団研修会と先進地への行政視察の二つがあると思う。これらの研修を充実していくことについて、一度会派に持ち帰り検討することにしたい。議員団研修会については、どのような研修がよいか投げかけてもなかなか皆さんから希望が出てこない現状もあるが、そのことも含めて、議員の質を向上していくためにどのような研修がよいのかを会派で検討いただきたい。その議論を踏まえて、研修の充実を進めていくことで整理したい。

<松山委員>

政務活動費の検討も含めて会派に持ち帰ればよいのか。それとも議員全体の政策形成や立案能力向上のための観点での議員研修の充実の検討とするのか。

<木曾委員長>

政務活動費に関しては、今のままの状況でよいのか別途協議する必要がある。全国都市問題会議への参加を見直すこととしたが、全国市議会議長会研究フォーラムへの参加、議員団研修会の内容の充実、政務活動費をどうしていくのかの3点について、より具体的に議員研修の充実を図っていきたいと思う。全国都市問題会議の経費は抜きにして、この3点について各会派で協議いただきたい。

<松山委員>

全国都市問題会議への参加をやめたらどうなのかとの議論ではなくて、研修の充実として3つのいずれかに充てることを前提とした考え方となるのか、皆さんと共通認識を持っておきたい。

<木曾委員長>

全国都市問題会議への参加について、この3年間で1回予算執行しているだけであるが、昨年度は議員団研修会に若宮正子氏を講師として招く際に、従来の講師料で足りず一部流用したのではないか。

<事務局副課長兼議事調査係長>

若宮正子氏を議員団研修会の講師として招く予算に不足が生じたが、議会全体の予算の中で対応しており、全国都市問題会議への参加を取りやめた予算を使ったわけではない。

<三上委員>

議員の研修についてであるが、令和6年からペーパーレスとするのであれば、タブレット端末の便利な使い方や使いこなすための研修が必要となってくる。月1回ぐらいでもアドバイザーに来てもらって研修しないと、議員全員が紙なしで対応していけるのか。アドバイザーに来てもらうのにも費用がかかるので、本当にペーパーレスを目指すのであれば相当研修が必要であると思っている。そのようなことにもっと重きを置いてやらなければペーパーレスはできないと危惧している。

<木曾委員長>

議員団研修会でタブレット端末を十分使いこなすための研修をしていくこともあると思う。来期には新人議員も出てくると思うので、特にタブレット端末の扱いはしっかりとしていかなければならない。ペーパーレスの取組をより充実するために、議員団研修会に当てはめていくこともよいのではないか。そのような議員研修も含めて議論していただきたい。先ほど申し上げた3点について、事務局確認願う。

<事務局副課長兼議事調査係長>

議員研修の充実や在り方として、どのような形がよいのかとの観点から、1点目が全国市議会議長会研究フォーラムへの参加について、2点目が議員団研修会の充実について、3点目が政務活動費における研修について、この3点について各会派に持ち帰って検討いただくことと捉えている。

<木曾委員長>

今日の議論を踏まえてよろしく願います。そのようなことでよいのか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：B（一部達成） / 新たな取組を検討

※議員研修の充実や在り方として、どのような形がよいのかとの観点から、全国市議会議長会研究フォーラムへの参加について、議員団研修会の充実について、政

務活動費における研修についての3点について、各会派に持ち帰り検討する。

<木曾委員長>

できるだけ早く検討を進めていくため、次回の会議を8月中に開催したいと思うが、8月24日(水)午後1時30分から開催し、それまでに会派会議での検討が必要となるかどうか。

—全員了—

(議会事務局) 第20条

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

法務機能を有して条例の作成や調査していただく人員が議会事務局に足りていないと推察している。現在事務局の人員は定数の1名減であるが、その1名を増やすことで、例えば、LGBTQに関する法制度や研究、検証について情報収集するなど、我々議員の政策研究の向上や政策実現に必要な役割を担っていただける方を常時でなく時限的でもよいので配置すべきではないかと思っている。以前に暴力団排除条例をつくる時は、法律を含めて調査できる職員をなんとか確保し、外部の方からも情報を得て条例整備したと聞いている。今後多種多様な世の中に対応していく議会としてやっていくためには、条例や他市の事例、国の動向など、ウイングを広げて幅広く情報収集できる人を議会事務局に配置することも一つの考え方としてあるのではないか。

<木曾委員長>

事務局の運営については頑張ってもらっていており、検証については4会派ともA評価であるが、これ以上負荷を掛けられないところもあり、その点に対しての意見であると思う。

<菱田委員>

議会基本条例をつくる時に法務に詳しい職員に来ていただき取り組んだ経過がある。議会事務局の人員的なこととして、市役所全体の人事の中では難しいかもしれないが、松山委員からあった法務関係に強い方を事務局に配置することは、議会として理想の形であるので、求めていくべきではないかと思う。

<三上委員>

必要かどうか判断し、必要であれば配置していけばよい。今そのような状況なのは会派で相談し確認したい。

<藤本委員>

今の議会事務局は少人数の中で非常に頑張ってもらっている。事務局が法務機能の充実も含めて今の体制で十分に対応可能であると思っているのか、それとも専門的な職員やアドバイザーを希望しているのかが大事なことはないか。もしそのような人に来ていただきたい、人員を増員していきたいとのことであれば、議会としても尊重して押すべきである。

<木曾委員長>

条例の制定や改正を含めて、専門的な知識を持った人にアドバイスをいただければより充実できると考えておられるが、その点について事務局長どうか。

<事務局長>

条例改正に関しては、全て事務局で改正案をつくり、総務課行政係でしっかりとチェックいただいた上で、アドバイスなども受けており、基本的には現体制で問題ない。新たに何かをつくっていくようなことになれば、プラスアルファの配置があったほうがありがたいと思う。

<平本委員>

少数精鋭で頑張っていたいただいているのは周知のとおりである。子どもの権利条例やポイ捨て等禁止条例のときにも、政策立案する際の法務関係については、執行部側の法務部署に相談した経過があったと思う。職員を常駐するかは別として、松山委員がおっしゃるように議会として政策立案する中で、議会側に立った法務の専門の方にアドバイザー的にいていただきたいとの議論は過去にもあった。充実していただければありがたい。

<木曾委員長>

予算に関わる問題が出てくるかもしれないが、より充実するためや新たに条例制定していくときにはプラスアルファがあれば、非常によいのではないかとの意見である。本来亀岡市議会に対応するのが一番よいと思うが、なかなか難しい部分がある。今までからいろいろな場面で言ってきたが、京都府市議会議長会の事務局の中にそのような人員を配置し、何か問題があるときや議員提案で条例をつくるなどには法務的なアドバイスをしてもらうことはどうか。なかなか市議会単独ですることは予算的にも難しいと思う。理事者側からすれば議会から多くの条例を出していけば大変でしてほしくないかもしれないが、これからの議会には要求されてくるものである。総務課行政係は毎議会執行部側の条例の見直し等を取り扱っており、その合間に議会の内容を協議いただくことになり、非常にタイトな状況になっていると思う。全国市議会議長会研究フォーラムでもできればそのようなことをしてはどうかと意見を言わしていただいたこともある。政令市などの市議会では人員配置が手厚いが、人口10万人ほどの都市であれば7～8人の事務局体制でまわしていかなければならない。その中で議会機能を活性化し、条例立案していくことは現実的に難しい。今までの条例制定の経験からしても、やはり専門知識を持った人に来ていただき、きちっとした形の中で話を進めていくべきであり、法律との整合性も含めて検討するためにはそのような必要性があると思う。議会単独ですることが難しいので、京都府市議会議長会に対して、これからの課題を解決するために必要な要員を事務局に確保する要望を議長から提案いただき、そのための拠出はそれぞれの自治体からしていただくようにすれば、意外とうまく進むのではないかと思う。

<福井議長>

京都府内の数人の議長とそのような話をしたことがあるが、素案をつくるまでは至っていなかった。どのような使い方で、どこに配置するのか、どのような方にどのような仕事をしていただき、どのようなときに派遣してもらい、また、報酬や拠出などといった素案もなく話をしていたので、これはなかなか難しいとの話で終わった。本当に京都府市議会議長会に提案するのであれば、素案ぐらいいはつくって持っていかなければ、どうにもならないのが現実である。

<木曾委員長>

人員を増やすことは難しい面があるが、何らかの形で解決していかなければならない。

<藤本委員>

協議やアドバイスを受けるのであれば、京都府が管轄になると思う。そうなれば京都

府下の全市議会というよりも、2市1町の中で京都府南丹広域振興局のようなところに府の代弁者として地方自治の強化のために関わっていただき、条例制定や法の整理等、情報収集も含めてアドバイザーのような方を置いていただきたいと要望する形で提案するのも一つの方法であると思う。

<木曾委員長>

何らかの形であろうとも必要性はあるとの意見である。より具体的にとなれば様々な意見があるので、このことも各会派に持ち帰って検討いただきたいと思う。特にする必要がないということも一つの考えであり、理事者側がすることとなればこの必要性はなくなる。議会としての法務関係の機能強化やさらに充実していくための意見を会派で取りまとめることとしたいがどうか。

—全員了—

<木曾委員長>

検証についてはA評価でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、議会としての法務関係の機能強化やさらに充実していくための意見を会派で取りまとめる。

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

（議員定数）第22条

4会派A ※ただし意見あり

[事務局副課長兼議事調査係長 説明]

<松山委員>

全国市議会議長会で人口ベースの議員定数が出されているが、亀岡市議会では以前にも全国市議会議長会の数字をベースに議員定数改正の議論がされ、改革に取り組まれている。その点から言えば、今の亀岡市の人口としてはもう少し議員定数を減らすべきであり、また、小松議員が亡くなられて大変残念であるが、現在議員23人で活動していることから、実態に応じて議員定数を改正していくべきではないか。議員数が減っても、地域の方も含めて何か異論があるとか、地域の声が反映されていないとの声も聞いていない。今後議員定数をどのようにしていけばよいのか、皆さんの意見を聞きたい。

<菱田委員>

議員定数については絶えずいろいろなところで声を聞く。減らしたらよいとの意見もあるが、一方で山間部などでは地元から選挙に出づらくなり、自分たちの声が届きにくくなるとの声があるのも事実である。そこは慎重に議論しなければならない。

<三上委員>

いろいろな考え方があり意見が分かれる課題であるので議論すればよいが、人口が減ったから議員定数を減らすといったことよりも、議員定数が24人であることの説明責任があり、それほど多く議員は要らないと思われることに我々議員もそうだとするのか、それぞれが力を発揮して活動しているからこそ亀岡市政をしっかりとチェックできていると返していけるのかである。それほど多くの税金を使わなくてもよいとの声もあり、また逆に、定数が減ると全体のボーダーが上がるので、周辺地域からの声が出しにくいとか、ある一定の政策的理念を持った人たちが議員を送り出そうとする際のハードルも高くなる。多様な意見が出にくくなることもある。

そのようなことを考えていかないと、人口が減ったから当然減らすべきとのことではないと思うので、しっかりと論議していけばよい。

<藤本委員>

人口が減っていくから議員定数を減らすといった考え方ではなく、人口10万人前後の都市にどのくらいの議員数が必要なのかである。以前に議会改革で議論し定数を24人に決めたとき、最低でも3常任委員会で各常任委員会に8人は必要であるとしている。議長を除き7～8人で常任委員会を構成し、権能や調査力、議決権といったものを最大に発揮しなければならない。4～5人の常任委員会で議論するのではなく、そのぐらいの組織が必要である。何もしなければ人口は減っていくと考えられるが、人口10万人を目指してどのようにまちづくりを推進していくのか提言していくことも大事なことであり、それには減らすことよりむしろ今の定数でも少ないくらいである。1～2人増やしてでもさらに人口増の都市像をもってやっていこうというのであれば検討していけばよい。20年後には人口が6万7,000人ほどになっていくとのシミュレーションが出ているが、現在亀岡市の人口減は止まっている。移住・定住や自然増も含めて、止まっているのを幸いに24人の議員体制でもっていかに10万人の人口を目指す政策を打ち出していくかが重要である。

<木曾委員長>

人口が減っていることは事実であり、流入人口は差し引きして増えているが、自然減で人口全体は減っている状況である。そのような認識の中で、今後議員定数をどのようにしていくのかについては、しっかりと議論していかなければならないと思う。常任委員会の関係については、当時3常任委員会にそれぞれ7～8人が必要といった議論であったが、今は複数の常任委員会に参加することが認められている。西脇市議会も重なっていたと思うが、他の市議会でも2つの常任委員会に入ってやっているとところもあり、そうなればますます常任委員会を別日開催していかなければならない状況になる。議員定数の問題に関しては、意見をいただいたことも含めて、人口10万人を目指して増員することもあるなど様々な意見がある。議員定数について、今期には議員定数の改正はできないが、来期に向けて今後亀岡市議会としてどのようにしていくのかが非常に重要であり、議員の立場や市民感情の問題もあるので、会派に持ち帰り検討いただきたいが、そのようなことで整理することによってよい。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、議員定数について、今期には議員定数の改正はできないが、来期に向けて今後亀岡市議会としてどのようにしていくのかが非常に重要であり、議員の立場や市民感情の問題もあるので、会派に持ち帰り検討いただく。

<木曾委員長>

もう少し検証を進めたかったがかなり時間が押したので、次回の8月24日（水）に引き続き検証したいと思う。

○第14条

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※改選年を除く3月議会については、常任委員会の別日開催を基本に日程調整する。

○第16条

議会運営委員会の評価：B（一部達成）/ 新たな取組を検討

※12月議会での委員会条例等の改正に向けて、委員会のオンライン参加について全国市議会議長会の意向を確認し、福知山市議会が規定した育児や介護等の要件も含めて、各会派に持ち帰り協議いただく。

○第18条

議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

※広報広聴の中で必要不可欠な費用について、議会としてしっかりと予算要望する。広報広聴会議の組織強化については、内部調整などできることからやっていく。

○第19条

議会運営委員会の評価：B（一部達成）/ 新たな取組を検討

※議員研修の充実や在り方として、どのような形がよいのかとの観点から、全国市議会議長会研究フォーラムへの参加について、議員団研修会の充実について、政務活動費における研修についての3点について、各会派に持ち帰り検討する。

○第20条

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、議会としての法務関係の機能強化やさらに充実していくための意見を会派で取りまとめる。

○第22条

議会運営委員会の評価：A（達成）

※ただし、議員定数について、今期には議員定数の改正はできないが、来期に向けて今後亀岡市議会としてどのようにしていくのかが非常に重要であり、議員の立場や市民感情の問題もあるので、会派に持ち帰り検討いただく。

2 その他

(1) 議会運営委員会の行政視察について

(2) 今後の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

レジュメ記載のとおり確認願う。

散会 12:30